年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年 金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録 を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで

② 昭和56年1月から平成元年6月まで

申立期間①については、国民年金手帳の印紙検認欄に検認印があるので、納付していたはずである。

申立期間②については、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたはずである。当該期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その母親が国民年金保険料を納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年6月に払い出され、事実、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 43 年度国民年金印紙検認記録に検認印が押されていることが確認できる上、当時居住していたA村の国民年金被保険者名簿でも、当該期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人のB町の被保険者名簿では、国民年金被保険者資格喪失日が昭和46年7月から43年4月に訂正されていることが確認できるが、保険料が還付された形跡は無く、43年4月の時点で申立人が被保険者資格を喪失する理由も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人は、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民健康保険については、C市の記録によると、当該期間について加入していることが確認できるものの、国民年金については、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びB町の被保険者名簿によると、昭和51年12月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するために国民年金被保険者資格を喪失した以降は、申立人が被保

険者資格を再取得した形跡はうかがえないことから、申立期間②は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入してからは、町内の集金人に国民年金保険料を納付していたので、未納期間があることは考えにくい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、オンライン記録による と、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付してい ることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人が保険料を集金人に納付したとする方法は、当時、申立人が居住していた地区の収納方法と合致するなど、申立内容に不自然さは無く、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月及び同年8月

申立期間の国民年金保険料について、納付していたはずである。申立 期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は、国民年金第1号被保険者として管理されていた状況がうかがえ、申立期間の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

また、申立人は、国民年金と厚生年金保険等との複数回の種別変更手続をいずれも適切に行っていることから、申立人が年金制度について、十分に理解していたことがうかがえ、2か月という短期間の申立期間の保険料を納付しなかったとは考えられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私が 20 歳を迎える前に父から国民年金の加入を勧められたので、よく覚えていないが、当時、住み込みで働いていた会社の社長のお母さん 又は奥さんに国民年金の加入手続を依頼し、保険料についても納付書が 会社に郵送されてきたので3か月分をまとめて納付してもらっていたこ とを記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納とされていること に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び第3号被保険者資格期間を除き、保険料を全て納付していることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の被保険者資格得喪記録欄からは種別変更手続等が適切に行われていることも確認できることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、当時住み込みで勤務していた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、社長の母親又はその妻に国民年金の加入手続と3か月分ごとの保険料の納付を依頼したと主張しているところ、オンライン記録によると、社長とその妻は、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していることから、申立人から保険料の納付を依頼されていた社長の妻が、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬厚生年金 事案 1435

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成6年5月6日であると認められることから、申立期間の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年5月から同年9月までは28万円、同年10月から6年4月までは22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月31日から6年6月1日まで 私は、申立期間についてA社に勤務していた。給与明細書は無いが、 源泉徴収票等により厚生年金保険料が給与から控除されていたことは明 確であるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年5月31日)の後の平成6年5月6日付けで、遡って5年5月31日と記録されている上、同年10月の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、上述のとおり、A社は、平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われているが、同日に被保険者資格を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で資格を喪失した旨の記録を6年5月9日付けで訂正処理されている者が複数存在している上、5年5月31日以降の日付で被保険者資格を取得した者の記録を6年5月6日付けで取り消されている者も複数確認できる。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人に係る上記の訂正処理を行った 平成6年5月6日にA社は法人であることが確認できることから、厚生年 金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理が行われた6年5月6日であると認められる。

また、標準報酬月額については、当該訂正処理前のオンライン記録から、 平成5年5月から同年9月までは28万円、同年10月から6年4月までは 22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成6年5月6日から同年6月1日までの期間については、申立人が保有する同年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが推認できる上、ほかの同僚から提出された源泉徴収票からも、同年5月以降に係る厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成6年5月の厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、親が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を親が納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の手帳記号番号は昭和 49 年 5 月にA市B区で払い出されており、その時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立期間の保険料が納付済み記録となっている申立人の兄に照会 したところ、当時、保険料の納付は両親に任せており、自身は納付に関与 していないため、詳細は不明である旨の申述をしている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を覚えておらず、保険料の納付に直接関与していない上、保険料を納付していたとする両親は既に他界しているため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況等を聴取することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和44年3月

② 昭和 44 年 12 月

特例納付制度を利用して、過去の未納となっている保険料を全て納付したので、申立期間の保険料だけを納付しなかったということは考えられない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付制度を利用して納付したと主張しているところ、国民年金被保険者名簿によると、昭和41年12月から44年2月までの保険料及び同年8月から同年11月までの保険料については、第2回特例納付制度を利用して納付しており、40年12月から41年11月までの保険料については、第3回特例納付制度を利用して納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人の所持する年金手帳、国民年金被保険者名簿及び被保険者台帳(特殊台帳)によると、申立人の国民年金被保険者資格喪失年月日は、昭和44年3月31日(申立期間①)及び同年12月31日(申立期間②)となっていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年5月までの期間及び53年9月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から51年5月まで

② 昭和53年9月から59年3月まで

昭和46年10月頃に、私の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと考えていた。妹も母が私の保険料を納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月頃に、その母親が国民年金の加入手続を行い、 申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、 国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の手帳記号番号は58年7月にA市において夫婦連番で払い出されており、この時点では、申立期間①及び申立期間②のうち53年9月から56年3月までの保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳の国民年金被保険者資格得喪記録によると、申立期間②のうち53年10月から56年6月までは、国民年金に未加入期間となっていることから、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の妻も昭和 61 年 3 月に過誤納による保険料の充当処理を行った 59 年 1 月を除き、56 年 7 月から 59

年3月までの間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の妹も申立期間の大部分が自身の婚姻後であり、母親が納付していたとする申立人の保険料の納付方法等は分からないと回答している上、申立期間当時の保険料を納付していたとするその母親は既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す 周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年2月まで

私が会社を退職した時期に、自宅に国民年金保険料の納付書が郵送で届いたので、銀行や市役所で保険料を納付したことを鮮明に記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した時期に、自宅に国民年金保険料の納付書が郵送で届いたので、銀行や市役所で保険料を納付したことを鮮明に記憶していると主張しているが、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、厚生年金保険被保険者資格を取得した平成5年5月をもって国民年金被保険者資格を喪失した以降、9年10月に被保険者資格を再取得するまでの間は国民年金被保険者資格を取得しておらず、申立期間については国民年金に未加入であることから、保険料を納付することはできない上、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、会社を退職した時期に、自宅に郵送された納付書で申立期間の保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、申立人自身が居住地の市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行い、納付書の交付を受けなければならないが、市の記録によれば、申立期間は国民年金及び国民健康保険のいずれも未加入期間とされている上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続は行っていないと申述していることなどから、申立人に対して国民年金保険料を納付するための納付書が発行されたとは考え難く、当該期間の保険料は納付することはできなかったものと判断される。

さらに、申立人は、保険料を納付するだけの資力はあったので、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間の保険料の納付場所等の記憶が曖昧である上、申立人から当時の預金通帳は提出されているものの、申立人が申立期間の保険料を当該預金通帳から引き落とし、保険料を納付したことを裏付ける記載は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

群馬厚生年金 事案 1436

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年3月21日まで 申立期間において、A社に勤務していたが、常に22万円から28万円 ぐらいの給与をもらっていた。申立期間の標準報酬月額の記録が低くな っている部分があるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険料の控除額を証明できる給与明細書等は無いものの、A社における申立期間の標準報酬月額が、当時の実際の報酬月額に 比べて低くなっている部分があると申し立てている。

しかしながら、当該事業所においては、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保管されておらず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間当時に勤務していた複数の従業員に照会を行ったが、申立内容を裏付けるような資料は得られない。

さらに、当該事業所が加入しているB厚生年金基金における申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。